

防衛医科大学校病院規則第12号

防衛医科大学校病院医療の質向上委員会規則（平成19年防衛医科大学校病院規則第3号）の全部を改正する。

平成22年7月29日

防衛医科大学校病院長 望 月 英 隆

防衛医科大学校病院医療の質向上委員会規則

改正 平成24年4月6日規則第6号
平成26年3月28日規則第1号
平成28年3月28日規則第1号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号
令和5年9月19日規則第5号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 クリティカルパス分科会（第6条－第10条）
- 第3章 褥瘡対策分科会（第11条－第15条）
- 第4章 栄養管理分科会（第16条－第20条）
- 第5章 腫瘍集学的治療分科会（第21条－第25条）
- 第6章 糖尿病管理分科会（第26条－第30条）
- 第7章 輸血療法分科会（第31条－第35条）
- 第8章 血液浄化療法分科会（第36条－第39条）
- 第9章 カルテ分科会（第40条－第44条）
- 第10章 院内サービス分科会（第45条－第49条）
- 第11章 業務の質改善・効率化分科会（第50条－第54条）
- 第12章 教育・研修分科会（第55条－第59条）
- 第13章 その他（第60条－第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院における医療水準の向上並びに患者サービスの充実を図るため、防衛医科大学校病院医療の質向上委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（構成）

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（管理運営）をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長を補佐する。

4 委員は次の各号に掲げる者とする。

（1）病院長補佐（管理・運営担当）

（2）診療科等の部長又は部門長のうちから病院長の指名する者

内科系 1名

外科系 1名

（3）検査部長

（4）医療情報部長

（5）看護部長

（6）薬剤部長

（7）事務部長

（8）クリティカルパス分科会小委員長

（9）褥瘡対策分科会小委員長

（10）栄養管理分科会小委員長

（11）腫瘍集学的治療分科会小委員長

（12）糖尿病管理分科会小委員長

（13）輸血療法分科会小委員長

（14）血液浄化療法分科会小委員長

（15）カルテ分科会小委員長

（16）院内サービス分科会小委員長

（17）業務の質改善・効率化分科会小委員長

（18）教育・研修分科会小委員長

（19）その他病院長が指名する者

（審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）専門技術の質に関すること。

（2）患者サービスの質に関すること。

- (3) 病院運営（マネジメント）の質に関すること。
- (4) その他医療の質の向上に関すること。

（会議）

第4条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

（分科会）

第5条 委員会に次の分科会を置く。

- (1) クリティカルパス分科会
 - (2) 褥瘡対策分科会
 - (3) 栄養管理分科会
 - (4) 腫瘍集学的治療分科会
 - (5) 糖尿病管理分科会
 - (6) 輸血療法分科会
 - (7) 血液浄化療法分科会
 - (8) カルテ分科会
 - (9) 院内サービス分科会
 - (10) 業務の質改善・効率化分科会
 - (11) 教育・研修分科会
- 2 各分科会に小委員長を置き、小委員長は、分科会で承認又は決定された事項について委員長に報告し承認を得るものとする。この場合、委員長は必要と認める場合には委員会に諮ることができるものとする。
 - 3 委員長は、委員会の承認を得て第1項の分科会の他に特定のテーマを審議する分科会を設けることができるものとする。

第2章 クリティカルパス分科会

（目的）

第6条 委員会にクリティカルパス分科会を置く。

- 2 クリティカルパス分科会は、治療・検査・看護等の標準的な経緯を経時的に包括した診療計画書（以下「クリティカルパス」という。）の導入・改善と円滑な活用を図ることを目的とする

(構成)

第7条 クリティカルパス分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。

3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

(1) 内科系医師 3名

(2) 外科系医師 3名

(3) 医療情報部副部長

(4) 地域医療連携室副室長

(5) 看護部副部長

(6) 看護師長

(7) その他

(審議事項)

第8条 クリティカルパス分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) クリティカルパスの導入・改善及び管理・運用に関すること。

(2) 地域連携クリティカルパスの導入及び管理に関すること。

(3) クリティカルパスに関する知識の普及、情報の提供に関すること。

(4) その他クリティカルパスに関すること。

(会議)

第9条 クリティカルパス分科会は、必要に応じ開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第10条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第3章 褥瘡対策分科会

(目的)

第11条 委員会に褥瘡対策分科会を置く。

2 褥瘡対策分科会は、褥瘡の予防・治療対策等を討議・検討し、効率的な医療の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第12条 褥瘡対策分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

2 分科会小委員長は、形成外科部長をもって充てる。

3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

(1) 褥瘡管理に精通している医師

内科系 若干名

外科系 若干名

(2) 看護部副部長

(3) 薬剤師

(4) WOC (wound ostomy and continence) 認定看護師又は相当看護師

(5) 管理栄養士

(6) その他

(審議事項)

第13条 褥瘡対策分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 褥瘡患者の定期的回診及び院内発生調査に関すること。

(2) 外用剤、褥瘡被覆剤、除圧用具の有効性の検証に関すること。

(3) 院内医療スタッフに対する褥瘡のケア・治療についての教育、指導に関すること。

(4) その他褥瘡の予防、治療対策に関すること。

(会議)

第14条 褥瘡対策分科会は、必要に応じて開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第15条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第4章 栄養管理分科会

(目的)

第16条 委員会に、栄養管理分科会を置く。

2 栄養管理分科会は、患者の栄養状態を正確に把握し、有効な栄養管理法等

を介して効率的な医療の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第17条 栄養管理分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成し、栄養サポートチーム（以下「NST」という。）を編成する。

2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。

3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

(1) 栄養管理に精通している医師

内科系 若干名

外科系 若干名

(2) 看護師長

(3) 薬剤師

(4) 管理栄養士

(5) 臨床検査技師

(6) その他

(審議事項)

第18条 NSTは、次に掲げる事項を審議する。

(1) 栄養評価と栄養管理の必要性の判定に関すること。

(2) 適切な栄養管理計画の策定、提言に関すること。

(3) 栄養管理に伴う合併症の予防、早期発見、治療に関すること。

(4) 栄養管理の効果に関すること。

(5) 栄養に関する知識の普及、情報の提供に関すること。

(6) その他栄養サポート等に関すること。

(会議)

第19条 栄養管理分科会は、必要に応じて開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第20条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第5章 腫瘍集学的治療分科会

(目的)

第21条 委員会に腫瘍集学的治療分科会を置く。

- 2 腫瘍集学的治療分科会は、腫瘍に対する診断・治療・看護等の臓器横断的アプローチの導入・改善を図り、腫瘍に対する集学的治療を推進することを目的とする。

(構成)

第22条 腫瘍集学的治療分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

- 2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。
- 3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

(1) 腫瘍の診断・治療等に精通している医師

内科系 若干名

外科系 若干名

放射線科 1名

精神科 1名

腫瘍化学療法部 1名

(2) 腫瘍の看護等に精通している看護師 若干名

(3) 腫瘍の薬剤関連業務等に精通している薬剤師 若干名

(4) その他

(審議事項)

第23条 腫瘍集学的治療分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 腫瘍に対する診断・治療・看護等の臓器横断的アプローチの導入・改善に関すること。
- (2) 腫瘍集学的治療の知識普及、情報提供等の推進に関すること。
- (3) がん薬物療法の安全な実施及びレジメン管理を含む運用に関すること。
- (4) 腫瘍集学的治療の地域連携の導入及び管理に関すること。
- (5) その他腫瘍集学的治療に関すること。

(会議)

第24条 腫瘍集学的治療分科会は、必要に応じ開催する。

- 2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第25条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第6章 糖尿病管理分科会

(目的)

第26条 委員会に糖尿病管理分科会を置く。

2 糖尿病管理分科会は、診療科及び部門を問わず激増中の糖尿病患者の診療、管理及び看護を安全、適切、高効率かつ円滑に推進できる為の知識、技能及び方法論を提供する事を目的とする。

(構成)

第27条 糖尿病管理分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。

3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

- (1) 内科系医師
- (2) 外科系医師
- (3) 小児科医師
- (4) 医療情報部副部長
- (5) 看護師長
- (6) 病棟看護師
- (7) 外来系看護師
- (8) 薬剤師
- (9) 臨床検査技師
- (10) 管理栄養士

(審議事項)

第28条 糖尿病管理分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各種病態（周術期・感染症他）に合併した糖尿病の適切な管理法の開発と啓蒙
- (2) 最新の糖尿病治療法（注射・内服薬・器具）の院内での適切な選択と啓蒙
- (3) 当院独自の院内糖尿病管理法の開発・整備と啓蒙
- (4) 地域連携糖尿病管理の導入及び管理に関すること。
- (5) その他糖尿病管理に関すること。

(会議)

第29条 糖尿病管理分科会は、必要に応じ開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第30条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第7章 輸血療法分科会

(目的)

第31条 委員会に輸血療法分科会を置く。

2 輸血療法分科会は、輸血療法の適正化を審議し、輸血療法の安全を確保することを目的とする。

(構成)

第32条 輸血療法分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。

3 委員は次の各号に掲げる者から構成する。

(1) 輸血が必要な症例を取り扱う次の診療部等の長が指名する者 各2名

ア 部門(内科1、内科2、内科3、外科1又は外科3、外科2)及び診療科(小児科、脳神経外科、形成外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、産科婦人科、麻酔科、歯科口腔外科)

イ 救急部、総合臨床部

(2) 看護師 若干名

(3) 薬剤師

(4) 臨床検査技師

(5) 医療照査専門官

(6) 輸血・血液浄化療法部技師の長

(審議事項)

第33条 輸血療法分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 輸血用血液及び血漿分画製剤の適正使用並びに臨床治療に用いる血液・細胞採取とその保管に関すること。

- (2) 輸血の検査項目及び検査術式の選択と決定並びに輸血実施時の手続きに関すること。
- (3) 輸血療法に伴う事故、副作用及び合併症に関すること。
- (4) 輸血教育に関すること。
- (5) 輸血状況の調査及び監査に関すること。
- (6) その他輸血療法に関すること。

(会議)

第34条 輸血療法分科会は、隔月1回開催する。ただし、必要がある場合には臨時に開催することができる。

- 2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- 4 分科会小委員長は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。
- 5 診療部等の長は第32条第3項第1号により指名した各診療部等から各1名以上の委員を出席させなければならない。

(作業部会)

第35条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第8章 血液浄化療法分科会

(目的)

第36条 委員会に血液浄化療法分科会を置く。

- 2 血液浄化療法分科会は、血液浄化療法の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第37条 血液浄化療法分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

- 2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。
- 3 委員は次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 泌尿器科部長
- (2) 腎臓内科科長

- (3) 材料部長
 - (4) 次に掲げる分科会小委員長が指名した者
 - ア 看護師長
 - イ 透析室専任看護師
 - ウ 臨床工学技士
 - エ その他
- (審議事項)

第38条 血液浄化療法分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 血液透析療法、腹膜透析療法、血漿交換等の血液浄化療法等における治療の充実に関する事。
- (2) 透析液清浄化に関する事。
- (3) 透析機器に関する安全確保と医療事故の防止に関する事。
- (4) 各医療機関および院内各診療科との連携に関する事。
- (5) 血液浄化療法スタッフの充実及び教育に関する事。
- (6) その他血液浄化療法に関する事。

(会議)

第39条 血液浄化療法分科会は、必要に応じて開催する。

- 2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。なお、代理出席を認める。
- 4 分科会小委員長は、意見等を聴取するため、必要に応じ委員以外の者を出席させることができる。

第9章 カルテ分科会

(目的)

第40条 委員会にカルテ分科会を置く。

- 2 カルテ分科会は、カルテ、同意書及び死亡診断書の効率的な運用を図ることを目的とする。

(構成)

第41条 カルテ分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

- 2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。
- 3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

- (1) カルテ、同意書及び死亡診断書に精通する医師 若干名
 - (2) 医情報部副部長
 - (3) 医療安全・感染対策部看護師長 1名
 - (4) 看護師長 若干名
 - (5) その他
- (審議事項)

第42条 カルテ分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) カルテ記載の適正化及び効率的な運用に関すること。
 - (2) 同意説明書及び死亡診断書記載の適正化及び運用に関すること。
- (会議)

第43条 カルテ分科会は、必要に応じ開催する。

- 2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。
 - 3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。
- (作業部会)

第44条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第10章 院内サービス分科会

(目的)

第45条 委員会に院内サービス分科会を置く。

- 2 院内サービス分科会は、患者・家族、面会者等（以下「患者等」という。）に対する療養環境等の諸問題に関して審議し、患者等へのサービス向上のため、改善計画を策定し、その実施の推進を図るものとする。

(構成)

第46条 院内サービス分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

- 2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。
- 3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。
 - (1) 内科系医師 2名
 - (2) 外科系医師 2名
 - (3) 看護部副部長 1名

- (4) 外来看護師長
- (5) 看護師長 1名
- (6) 薬剤師 1名
- (7) 放射線技師 1名
- (8) 臨床検査技師 1名
- (9) 光学医療診療部看護師 1名
- (10) 医療安全・感染対策部看護師長 2名
- (11) 地域医療連携室副室長
- (12) 病院運営課課長補佐
- (13) その他

(審議事項)

第47条 院内サービス分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 院内サービス意見に関する情報の収集及び改善等に関すること。
- (2) 院内サービス向上のための人材教育に関すること。
- (3) その他院内サービス向上に関すること。

(会議)

第48条 院内サービス分科会は、必要に応じ開催する。

- 2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第49条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

- 2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第11章 業務の質改善・効率化分科会

(目的)

第50条 委員会に業務の質改善・効率化分科会を置く。

- 2 業務の質改善・効率化分科会は、各診療科及び部門の業務について横断的に調査分析し、評価した上で、適切な人員配置やワークシフト、デジタル化等による業務効率化計画を策定し、実施することを目的とする。

(構成)

第51条 業務の質改善・効率化分科会は、分科会小委員長及び委員をもって

構成する。

2 分科会小委員長は、病院長が指名する者とする。

3 委員は次の各号に掲げる者から委員長が指名する。

- (1) 内科系医師 1名
- (2) 外科系医師 1名
- (3) 看護部副部長 1名
- (4) 外来看護師 1名
- (5) 病棟看護師 1名
- (6) 薬剤師 1名
- (7) 診療放射線技師 1名
- (8) 臨床検査技師 1名
- (9) 事務官 1名
- (10) その他

(審議事項)

第52条 業務の質改善・効率化分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院の業務の効率化及びD X推進等に関すること。
- (2) 臨床指標・医療の質指標の収集と医療の質改善への反映に関すること。
- (3) 防衛医科大学校デジタル化推進委員会の提案に関すること。

(会議)

第53条 業務の質改善・効率化分科会は、必要に応じ開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(作業部会)

第54条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第12章 教育・研修分科会

(目的)

第55条 委員会に教育・研修分科会を置く。

2 教育・研修分科会は、病院における医療の質の向上に関し、職員、学生、

研修医、研修生及び実習生（以下「職員等」という）に共通して必要な教育・研修について、適切な実施を図ることを目的とする。

（構成）

第56条 教育・研修分科会は、分科会小委員長及び委員をもって構成する。

2 分科会小委員長は、病院長補佐（教育担当）をもって充てる。

3 委員は次の各号に掲げる者とする。

- （1）小委員長の指名する医師 1名
- （2）看護部副部長（教育担当）
- （3）医療安全・感染対策部長の指名する者 1名
- （4）薬剤部長の指名する薬剤師 1名
- （5）放射線部長の指名する診療放射線技師 1名
- （6）検査部長の指名する臨床検査技師 1名
- （7）材料部長の指名する臨床工学技士 1名
- （8）病院事務部長の指名する事務官等 1名
- （9）その他小委員長の指名する者

4 分科会小委員長は、必要に応じて、学校の関係職員に対し、分科会での審議参加を求めることができる。

（審議事項）

第57条 教育・研修分科会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）病院における医療の質の向上に関し、職員等に共通して必要な教育・研修に関すること。
- （2）その他必要な事項

（会議）

第58条 教育・研修分科会は、必要に応じ開催する。

2 分科会小委員長は、分科会を招集し、その審議を主宰する。

3 分科会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

（作業部会）

第59条 分科会に作業部会を置くことができるものとする。

2 作業部会は、分科会小委員長の指名する者をもって構成する。

第13章 その他

(病院内の協力体制)

第60条 各分科会は、第8条、第13条、第18条、第23条、第28条、第33条、第38条、第42条、第47条、第52条及び第57条に規定する審議を円滑に行うため、病院内の関連部署に協力を要請することができるものとし、協力を要請された部署は、業務に支障のない限り要請に応えるものとする。

(庶務)

第51条 委員会及び分科会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任規定)

第52条 この規定に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関して必要な事項は、委員長及び小委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年9月19日から施行する。